

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた、または国民健康保険加入世帯の世帯主だった

手続き① 被保険者証などの返却・差替え

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、被保険者証などを回収します。 国民健康保険加入世帯の世帯主が亡くなったときは、世帯の被保険者全員の新しい被保険者証などを交付します。 ※被保険者証などの返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	すみやかに ※被保険者証などの差替えがある場合は、お早めに交付を受けてください。
	手続き可能な人 ・返 却：どなたでも可 ・差替え：亡くなった方の同一世帯員
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の国民健康保険被保険者証（世帯主が亡くなったときは、世帯の被保険者全員分をお持ちください） ※「限度額適用認定証」など、被保険者証以外に交付されているものがあれば一緒にお持ちください。	保険課保険係 ☎ 0856-31-0212 FAX 0856-24-0180

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費（30,000円）が支給されます。 ※職場などの健康保険の被保険者だった方が退職後3か月以内に亡くなったときは、加入していた健康保険か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人 葬祭執行者または亡くなった方の同一世帯員
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳など（葬祭執行者のもの）	保険課保険係 ☎ 0856-31-0212 FAX 0856-24-0180

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた、または国民健康保険加入世帯の世帯主だった

手続き③ 高額療養費などの申請

手続き詳細	期 限
<p>世帯主が高額療養費や療養費などの支給決定前や振込前に亡くなられ、支給ができなくなった場合、また、未申請のものがある場合には、受取・支給について申請することができます。</p> <p>この場合、相続人代表者への支給となりますので、どなたが相続人代表者となるか「受取人代表者選任届（高額療養費などの支給用）」に必要な事項を記入し、提出してください。</p> <p>※相続人全員が相続放棄をされた場合、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しを全員分提出してください。</p>	<p>対象の診療年月の翌月1日から2年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者または亡くなられた方の同一世帯員</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 印鑑（相続人代表者のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 預金通帳など（相続人代表者のもの）</p>	<p>保険課保険係</p> <p>☎ 0856-31-0212</p> <p>FAX 0856-24-0180</p>

手続き④ 国民健康保険税の還付に関する受取代表者の届出

手続き詳細	期 限
<p>世帯主が亡くなられ、国民健康保険税の過納に伴う還付が発生する場合には、相続人代表者へ還付をします。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人代表者になれるのか「国民健康保険税の還付金受取代表者届」に必要な事項を記入し、提出してください。</p> <p>※相続人全員が相続放棄をされた場合、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しを全員分提出してください。</p>	<p>約2週間以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者または亡くなられた方の同一世帯員</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 預金通帳など（相続人代表者のもの）</p>	<p>保険課保険係</p> <p>☎ 0856-31-0212</p> <p>FAX 0856-24-0180</p>

国民健康保険に加入していた、または国民健康保険加入世帯の世帯主だった

手続き⑤ 新たに世帯主となった方の口座振替の申請

手続き詳細	期 限
<p>世帯主が亡くなられたことに伴い、新たに国民健康保険加入世帯の世帯主となった方は、今後、国民健康保険税の納税義務者となります。</p> <p>国民健康保険税の口座振替による納付を希望する場合は、市内金融機関で口座振替の届出をしてください。</p>	<p>口座振替開始を希望する月の前月末日まで</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>新たに世帯主となった方または世帯員</p> <p>※市内金融機関で手続きしてください。</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 預金通帳など</p> <p><input type="checkbox"/> 口座の届出印</p> <p>※口座振替の届出書は市内の各金融機関にあります。</p>	<p>保険課保険係</p> <p>☎ 0856-31-0212</p> <p>FAX 0856-24-0180</p>

手続き⑥ 送付先の届出

手続き詳細	期 限
<p>世帯主が亡くなられたとき、亡くなられた日までの国民健康保険税を精算し、後日これに関する通知などを送付しますので、送付先の届出をしてください。</p>	<p>約 2 週間以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者または亡くなられた方の同一世帯員</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>なし</p>	<p>保険課保険係</p> <p>☎ 0856-31-0212</p> <p>FAX 0856-24-0180</p>

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、不正使用などを防ぐために被保険者証を回収しています。 ※市役所本庁または各分庁舎に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の後期高齢者医療被保険者証	保険課 保健・年金係 ☎ 0856-31-0215 FAX 0856-24-0180

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費(30,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳など(葬祭執行者のもの) <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書、※葬祭執行者がご遺族でない場合のみ必要)	保険課 保健・年金係 ☎ 0856-31-0215 FAX 0856-24-0180

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き③ 相続人代表者届の提出

手続き詳細	期 限
<p>相続人代表者の届出をしてください。</p> <p>代表者には、本来被保険者が受け取ることのできた高額療養費など各種給付の受給、保険料の精算や今後発生する各種手続きのご案内および各種通知を送付をします。</p> <p>また、相続権のある方全員が相続放棄をされる場合も届出が必要です。</p>	<p>亡くなられた日から2年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 印鑑（相続人代表者のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 預金通帳など（相続人代表者のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書など相続権が確認できるもの（※法定相続人以外の相続人のみ必要）</p> <p><input type="checkbox"/> 相続放棄申述受理通知書の写し（※相続権のある方全員が相続放棄される場合のみ）</p>	<p>保険課 保健・年金係</p> <p>☎ 0856-31-0215</p> <p>FAX 0856-24-0180</p>

MEMO